

在宅当番医についてのクレームの電話の件について

先日 9/6 朝 12 月からの在宅当番医の件で某医院に院長先生より下記のようなクレームの電話を頂きました。

某先生:12/12(日)に在宅当番医が当たっているが、こんなにコロナが流行して患者が殺到してもとても見られない。また 12/12 は嶋田病院とうち(某医院)だけなのでとても対応できないかもしれない。どうすればいいのか。

田中:各医療機関で可能な範囲で対応して頂ければと考えております。どこまで検査されるか、何人みられるか等も各医療機関でご判断されて問題ないと存じます。

某先生:「それじゃ小郡市役所一緒に丸投げということではないか。どこまで診るとか何人以上は断っていいとか、ちゃんとしたガイドラインを作って示すのが筋ではないか。またあらかじめ市の広報に当番医で対応できないことがある可能性があるので電話で問合わせるなどする旨の告知を出してもらいたい。

対応できないときは嶋田病院に全部お願いしていいのか。」

等 いろいろと医師会としての対応が不十分であるとお叱りを受けました。

そもそもの休日在宅当番医制度を考える際にもあくまでも各医療機関の皆様の協力のもとで施行する旨をご説明した通り、可能な範囲で診療にあたっていただくスタンスであることはお電話でも再三ご説明いたしましたが、ご納得はいただけませんでした。

とりあえずわたくしの一存では対応は決めかねますので9/10の理事会で議題に挙げて話し合いをいたしますのでしばらくお待ちくださいとご回答いたしております。

某先生:早く回答してほしい。9/13までにしてほしい。

改めてガイドラインを作る必要があるものか、各医療機関の対応で一任してよいものか。広報に一言対応できない場合があると入れてもらう必要はあるのかなど、ご議論よろしく願いいたします。

救急災害医療担当理事

田中 英二